

## 伊方発電所を巡る動向について

### 1. 運転差止仮処分

伊方発電所3号機は、平成28年8月の再稼働後初めてとなる定期検査を実施していたところ、昨年12月13日、広島高等裁判所による運転差止めの仮処分命令を受け、運転できない状況が続いています。仮処分命令の取り消しを求めて当社が申し立てた異議審は、本年8月9日に審理を終結しました。

このほか、複数の裁判所で仮処分が係属中ですが、当社は、伊方発電所が十分な安全性を有していることについて丁寧に主張・立証を行っております。

	広島高裁異議審	高松高裁抗告審
債権者	4名 (広島・愛媛県在住者)	10名 (愛媛県在住者)
提訴日	H29.12.21 (異議申立日)	H29.8.4 (抗告日)
経過	H30.4.23 第1回審尋 7.4 第2回審尋 8.9 債権者書面提出期限 (結審)	H29.11.16 第1回審尋 H30.2.13 第2回審尋 6.5 第3回審尋 7.18 第4回審尋(結審)
今後の予定		
原裁判	(広島地裁) H28.3.11 1次申立 8.3 2次申立 H29.3.30 当社勝訴 (広島高裁抗告審) H29.4.13 抗告 12.13 当社敗訴	(松山地裁) H28.5.31 申立 H29.7.21 当社勝訴

	大分地裁	山口地裁岩国支部	広島地裁
債権者	4名 (大分県在住者)	3名 (山口県在住者)	4名 (広島・愛媛県在住者)
提訴日	H28.6.24 1次申立 7.4 2次申立	H29.3.3	H30.5.18
経過	H28.7.21 第1回審尋 ~ H30.5.24 第12回審尋 (結審)	H29.4.21 第1回審尋 ~ H30.7.13 第7回審尋	H30.8.3 第1回審尋 8.10 書面提出期限 (結審)
今後の予定	裁判所は9月中に決定の考え	H30.9.28 第8回審尋 (結審予定)	

本年10月1日以降の運転差止めを求める申立

## 2. 使用済燃料乾式貯蔵施設

当社は、伊方発電所で発生した使用済燃料を一時的に貯蔵するため、発電所敷地内に乾式貯蔵施設の設置を計画し、本年5月25日、当該施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出するとともに、愛媛県・伊方町に対し、安全協定に基づく事前協議の申し入れを行いました。

2023年度の運用開始を目指して、国の審査に適切に対応するとともに、愛媛県・伊方町に計画を丁寧にご説明するなど、取り組みを着実に進めてまいります。

### < 乾式貯蔵施設の概要 >

- ・ 乾式貯蔵建屋と乾式キャスクから構成。
- ・ 使用済燃料の冷却に水や電源を使用しない安全性に優れた貯蔵方式。

#### 乾式貯蔵建屋（図 - 1 参照）

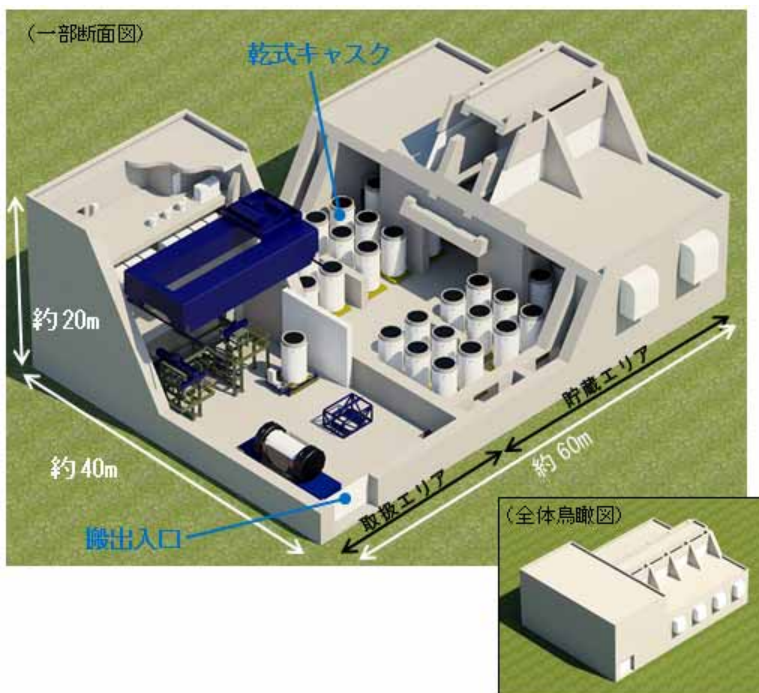
項目	計画
規模	・ 1棟（鉄筋コンクリート造り） ・ 東西：約40m、南北：約60m、高さ：約20m
貯蔵容量	・ 燃料集合体で約1,200体規模（乾式キャスクで45基分） 使用済燃料に含まれる金属ウラン量としては、500トン・ウラン規模

#### 乾式キャスク（図 - 2 参照）

4つの安全機能（閉じ込め機能、臨界防止機能、遮へい機能、除熱機能）を有し、使用済燃料を輸送容器に詰め替えることなく発電所外へ搬出可能（輸送・貯蔵兼用）。

項目	計画
寸法	・ 高さ：5.2m、直径：2.6m
重さ	・ 約120トン（使用済燃料を収納した状態）
収納体数	・ 使用済燃料32体/基（1,2号機燃料） ・ 使用済燃料24体/基（3号機燃料）

（図1）乾式貯蔵施設のイメージ



（図2）乾式キャスクの構造

